

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令について

1. 趣旨

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）の一部改正について

○ 高額療養費に係る改正

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）による高額療養費及び高額介護合算療養費の算定基準額等が平成 30 年 8 月 1 日から見直されることに伴い、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）による高額療養費及び高額介護合算療養費の算定基準額等についても同年 8 月 1 日から見直されることから、地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）が改正されることに伴い、所要の規定の整備を行う。

2. 改正の概要

- ① 70 歳以上の組合員等に係る高額療養費の算定基準額について、現役並み所得区分のものについて、現役世代（70 歳未満）と同様の基準にする改正を行うことに伴い、号ズレ等の対応を行うもの。
- ② 70 歳以上の組合員等に係る高額介護合算療養費の算定基準額について、現役並み所得区分のものについて、現役世代（70 歳未満）と同様の基準にする改正を行うことに伴い、規定の様式を改正し、号ズレ等の対応を行うもの。

3. スケジュール

官報掲載：平成 30 年 7 月 30 日

施行期日：平成 30 年 8 月 1 日